

## 新居浜工業高等専門学校客員教授等に関する規程

平成20年2月13日規程2号

第1条 この規程は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）に関し、必要な事項を定める。

（資格）

第2条 客員教授等の称号を付与できる者は、本校に常時勤務する教員以外の者で、かつ、教授又は准教授と同等の資格があると認められる次の各号の一に該当する者とする。

- 一 本校の教育推進のため、授業を担当又は支援できる者
- 二 本校で主体となって研究に従事する者
- 三 その他校長が特に相応しいと判断した者

（推薦）

第3条 前条に該当する者で、客員教授等の称号を付与する必要があると認められる場合には、推薦書（別紙様式1）により校長に推薦する。

（選考）

第4条 客員教授等の選考は、前条に基づき推薦のあった者について人事委員会で審議のうえ、校長が決定する。

（付与期間）

第5条 客員教授等の称号を付与する期間は、当該者が本校で行う教育、研究に従事する期間とする。

（通知）

第6条 客員教授等には、人事通知書（別紙様式2）により通知する。

（貸金及び旅費）

第7条 客員教授等に対しては、原則として貸金を支払わない。

- 2 客員教授等に対しては、実績に応じて旅費を支給することができる。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月13日から施行する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

推薦者所属

推薦者氏名 印

新居浜工業高等専門学校客員教授等の推薦について

下記の者を新居浜工業高等専門学校客員教授として推薦します。

記

1. 現 職
2. 氏 名
3. 推薦理由

(添付資料)

1. 履歴書
2. 研究等業績一覧

(別紙様式2)

新居浜工業高等専門学校  
人 事 通 知 書

(氏 名)	(現 職)
<p>(通知内容)</p> <p>新居浜工業高等専門学校客員教授（又は客員准教授）の称号を付与する</p> <p>付与期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする</p>	
<p>平成 年 月 日</p> <p>通知者 新居浜工業高等専門学校長</p> <p>氏 名 印</p>	